

農地法第3条許可申請のご案内

豊橋市農業委員会は、農地法第3条許可事務の適正化対策として、農地法第3条許可申請書の提出等に関する手続きについて下記によりお知らせします。

- 1 行政手続法の規定による標準処理期間については、以下のとおり設定し、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根拠法令 条項		標準処理期間
農地法	第3条第1項	4週間

- 2 農業委員会は毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することになっており、平成31年3月の総会において審議を行った結果、豊橋市の下限面積は、別段の面積を定めず農地法第3条第2項第5号に規定する面積（50アール）としました。

※ 別段の面積を設定しない理由は、豊橋市では、経営規模50アール未満の農家が農地法施行規則第17条第1項第3号に定める基準のおおむね40%を下らないこと、また、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、遊休農地の全体に占める割合は全国平均を下回り現段階では必要ないと判断されました。

- 3 農地法第3条許可に係る許可申請書、許可申請のポイント、記入マニュアル及び必要書類一覧等は、農業委員会事務局に備え付けてありますのでご利用ください。

また、受付締切日、審査会及び総会開催日は、当ホームページ上の農業委員会年間行事計画でご確認ください。

◆ ご不明の点は、農業委員会事務局にお尋ねください。

豊橋市役所 西館 3階

☎ (0532) 51-2951